

いよいよ来月から

介護保険制度

が始まります

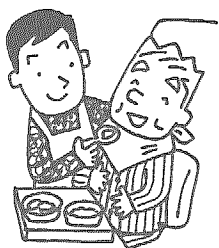


介護保険制度は、老後の不安を取り除き、介護の必要なお年寄りを社会全体で支え、安心して暮らしていただくために新しく生まれました。

介護保険制度 創設の背景

世界一の長寿国となったわが国は、一方で子供の数が減少していることもあって、国民の6人に1人が65歳以上のお年寄りという高齢社会になっています。さらに25年後には、4人に1人が65歳以上のお年寄りという社会になると予測されています。このように高齢者人口の急増に伴って、75歳以上の「後期高齢者」と呼ばれる人たちも、その数を増やしています。そして、横越町の状況は1999年で高齢化率17・8%となっており、2025年には、推計で高齢化率25・5%と予測され、高い水準で高齢化の道を歩み、要介護者の増加が予測されます。

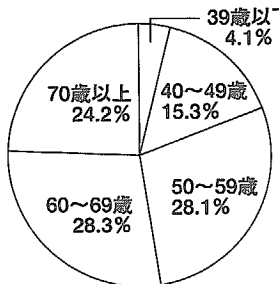
日本の年金や医療という社会保障の水準は、国際的に見ても



トップクラスになっていると言えます。ところが、寝たきりなどになると、世話をしてくれる施設はまだ十分ではなく、自宅で介護しようとしても、その負担はほとんど家族が負わなくてはならないのが現状です。また、親が80歳、90歳となっていくと、その子供も60歳、70歳と高齢になっていきます。配偶者の面倒を見る場合もそうですが、介護する側も高齢者という例も多く、こうした「老老介護」では、なおのこと肉体的、精神的負担が重くなります。

そこで、介護保険制度は、介護の不安を解消するために社会全体で助け合う体制を作ろうというものです。その際に重要なのは、利用者から見ているいろいろなサービスの選択肢があり、それを自由に選べることにすることです。さらには、高齢者の尊厳を重んじ、その自立を支援するということも大きな目的になっています。

全国では
介護者の50%以上が
60歳以上です



保険者は

介護保険の運営主体は市町村です。つまり、横越町ということになります。

被保険者は

介護保険は、40歳以上の全員が加入となり、65歳以上の人を第1号被保険者とし、40歳以上65歳未満で医療保険に加入

している人を第2号被保険者とします。

保険料は

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は所得に応じた保険料となり、年金額が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料は、それぞれの加入している保険者で

決定されますが、国民健康保険の加入者については、医療保険の保険料と一緒に徴収いたします。（国民健康保険の介護保険料の金額については、3月議会議決後、広報4月号に掲載します。）

なお、第1号被保険者の保険料については平成12年4月から9月までの半年間は保険料の徴収を行いません。また、平成12年10月から平成13年9月までの1年間は半額を徴収します。その後、平成13年10月からは通常

どおり徴収することになります。

介護サービスを 受けることができるのは

第1号被保険者は、家事を含む日常生活への支援、寝たきりや痴呆などで介護が必要なおき申請ができ、第2号被保険者は、老化に伴う病気（初老期痴呆や脳血管障害など）によって介護が必要になったとき、申請できます。

介護サービスを利用する手順は

上図のとおりです。

利用者負担は

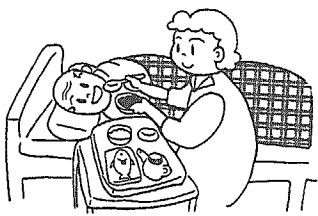
介護保険のサービスを利用した場合、利用者はかかった費用の一部を負担します。また、施設入所の場合、食費は医療保険と同様の利用者負担があります。

利用できる 介護サービスの種類は

介護サービスには、在宅サービスと、施設サービスがありますが、サービスの種類は、次のとおりです。

介護サービスを利用する手順

介護の必要なお年寄り



在宅介護サービス

施設介護サービス

ケアプラン（介護サービス計画）
いろいろな分野の専門家が集まり、本人の希望を尊重し、利用計画を作成します。

認定

介護認定の申請
（家族や本人が手続）

横越町

専門家の訪問調査

かかりつけ医の意見

介護認定審査会
（保健・医療・福祉の専門家による判定）

◎在宅サービス

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・日帰りリハビリテーション
- ・居宅療養管理指導（医師、歯科医師による訪問診療）
- ・日帰り介護（デイサービス）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人のグループホーム）
- ・有料老人ホーム等における介護
- ・福祉用具の貸与、購入費の支給
- ・住宅改修費の支給（手すりの設置、段差の解消など）

◎施設サービス

- ・特別養護老人ホーム
 - ・老人保健施設
 - ・療養型病床群など
- なお、介護の必要度（要介護度）に応じ受けられないサービスもあります。

介護保険制度に関するお問い合わせは、健康推進課 介護保険係まで

☎ 385-2111
☎ 385-15045